

財産分与に関する書証の提出について

札幌家庭裁判所 人事訴訟係

一般的に、財産分与の審理に必要とされる書証は次のとおりですので、提出してください。

財産によって評価時期が異なりますので、どの時点での評価額を明らかにする書証が必要とされているかを確認の上、提出してください。また、【別居時】とされている財産で、自らが主張する基準時が別居時と異なる場合は、自らが主張する基準時及び別居時の各時点での評価資料が必要となりますのでご注意ください。

1 不動産

- 不動産登記事項証明書【現在】
- 固定資産税評価証明書【現在】
- 査定書（固定資産税評価証明額と異なる価額を主張する場合）【現在】

2 預貯金

- 預貯金通帳又は取引履歴（すべての口座）【別居時】
 - ・ 表紙、表紙裏（口座番号、支店名の記載部分）、定期、貯蓄のページを含む（定期、貯蓄預貯金が存在しない場合であっても提出が必要）
 - ・ 特有財産（固有財産）と主張するものについても提出が必要
- 取引履歴、残高証明【別居時】
 - ・ 預貯金通帳がない場合や別居時前後に「おまとめ記帳」「合計記帳」等がされている場合

3 生命保険、共済

- 保険証券（生命保険、学資保険、共済等）
- 解約返戻金の証明書【別居時】
 - ・ 解約返戻金のないものについても提出が必要
 - ・ 保険証券に記載されている見込額では不可（個別に保険会社等に照会が必要）

4 退職金

- 退職金がかかる資料【別居時】
 - ・ 別居日に自己都合退職したと仮定した場合に支払われる金額が明らかにする書面（勤務先作成の退職金証明書、退職金規程等）

5 自動車

- 車検証（登録事項証明書）【現在】
- 査定書等【現在】
 - ・ 価値がないと主張するものについてはレッドブックでも可

6 有価証券等（株式、投資信託）

- 種類、額面等が分かる資料
- 評価額が分かる資料【現在】

7 負債（住宅ローン、自動車ローン等）

- 住宅ローンの償還表又は残高証明書【別居時】
- 自動車ローンの償還表又は残高証明書【別居時】

8 特有財産（固有財産）

- 特有財産（固有財産）であることを裏付ける資料
 - ・ 不動産→購入時の契約書、出捐を裏付ける資料預金通帳等
 - ・ 預貯金→婚姻時の残高を示す資料・原資を裏付ける資料等
 - ・ 保険→保険料の原資や支払期間を明らかにする資料等
 - ・ 相続財産→除籍謄本、遺産分割協議書等

9 その他

- 陳述書
 - ・ 特有財産（固有財産）であることなど、格別の事情を主張する場合